

子どもの福祉医療費の対象年齢拡大について

令和5年4月1日から高校生世代の子どもの医療費を無料化しています

片品村では、子育て世帯の更なる負担を軽減するとともに、より一層の子育て環境の充実を図るため、中学生までの医療費助成に加えて、村内に住所のある高校生世代の方の医療費助成を実施しています。

対象となる方

片品村に在住する高校生世代（16歳になる年度の4月1日から18歳になる年度の3月31日までの間にある方）が対象となります。高校生のほか、就労や婚姻している方、学校に通っていない方も対象となります。

※ひとり親家庭で、ひとり親の福祉医療費助成対象となる場合は、そちらが優先となります。

※生活保護法による保護を受けている方、児童福祉施設等に入所している方、他市町村で同様の助成を受けている方など、他制度等から医療費の自己負担金全額の助成を受けられる方は、対象になりません。

高校生世代	生年月日
新高校1年生等	平成19年4月2日～平成20年4月1日
新高校2年生等	平成18年4月2日～平成19年4月1日
新高校3年生等	平成17年4月2日～平成18年4月1日

子ども福祉医療	内 容
拡大対象年齢	高校生世代の年齢までの方 (16歳に達する年度の4月1日から18歳に達する年度の3月31日までの方)
助成区分	通院・入院医療費（保険診療分）、保険調剤費
助成方法	令和5年4月～9月分医療費 ：「償還払い方式」 役場保健福祉課にて、医療機関に支払った自己負担金の領収書・健康保険証・払い戻しを受ける口座番号が分かるものを持参して申請してください。 ※支払日の翌日から2年以内に申請してください。また、数か月分をまとめて申請しても構いません。 令和5年10月分以降医療費 ：健康保険証と一緒に福祉医療受給資格者証（ピンク色でハガキより少し小さいサイズ）を病院等に提示することで、原則無料となります。